

## 鳥取県安全運転装置等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)  
第4条の規定に基づき、鳥取県安全運転装置等普及促進事業補助金(以下「本補助金」という。)  
の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内(以下「県内」という。)に所在する店舗で、ペダル踏み間違い時加速抑制装置及びドライブレコーダー(以下「安全運転装置等」という。)の販売及び取付ができる事業者が、安全運転装置等を新たに販売及び取付けた場合に要する経費の一部を補助する事業を支援することにより、安全運転装置等の普及を促進し、もって県民の安全運転意識の向上及び自動車による交通事故を防止し、県民の安全と安心に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者

県内に住所を有し、都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証(以下「運転免許証」という。)を保有し、年齢が今年度末現在で満75歳以上となる者のうち、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を購入及び取付けしようとする者

(2) ペダル踏み間違い時加速抑制装置

ブレーキを踏むべき時に、ペダル踏み間違いによる急加速を抑制する機能を有する装置をいう。

(3) ドライブレコーダー

自動車に搭載して走行中又は停車中の状況を映像で記録する装置(スマートフォン等を活用したものを除く。)をいう。

(4) 記録データ

ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声(電磁的記録媒体に記録した情報を含む。)をいう。

(5) 自動車

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア ペダル踏み間違い時加速抑制装置(以下「加速抑制装置」という。)の取付けが可能であること

イ 自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(6) 店舗

次のいずれにも該当するものとする。

ア 原則として、第5条に掲げる本補助金の交付対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)又は補助事業者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)が運営するもの

イ 原則として、県内に立地していること

ウ 安全運転装置等の販売及び取付を行うことができる設備及び体制を有すること

(補助対象安全運転装置等)

第4条 本補助金の交付対象となる安全運転装置等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 加速抑制装置

加速抑制装置は、既販車への取付を前提に、次のいずれかに定める機能を有するものとし、かつ同装置を取付けた車両が「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に適合するものとする。

ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置

イ 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置

ウ その他鳥取県知事(以下「知事」という。)が認めるもの

(2) ドライブレコーダー

ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア エンジンをかけると自動的に録画を開始する常時録画機能を有すること

イ 単体又は複数のカメラで車両の前後を同時に撮影することができること

ウ 有効画素数が200万画素以上であること

エ 常時録画を行った場合に2時間以上記録(メモリーカード等への保存時間を含む。)することができること

オ 記録データについてパソコン等を用いて再生することができること

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、次の各号及び次項のいずれも満たすものとする。

(1) 安全運転装置等を県内店舗で販売及び取付けることができること

(2) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるもの

2 次に掲げるものは、補助事業者としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員等(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)

(3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいるもの

(補助金の交付)

第6条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1・2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)において、第4条に規定する要件を満たす安全運転装置等を購入及び取付けしようとする者(以下「事業申込者」という。)に対し、同表の第4欄に掲げる補助対象事業を行う同表の第3欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で同表の第5欄に掲げる本補助金を交付する。

ただし、本補助金の総額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象事業は、第11条第1項の規定による本補助金の交付決定が行われた日以降における安全運転装置等の販売、取付及び補助事業の事務を対象とする。

3 補助事業者は、次の各号及び次項に掲げることを事業申込者の運転免許証及び自動車検査証に基づき、事業申込者本人が記載及び提出する鳥取県安全運転装置等普及促進事業申込書兼誓約書(様式第1号)により確認した上で、補助対象事業を行わなければならない。また、当該運転免許証及び当該自動車検査証は写しを徴取し、第20条に基づき保存すること。

(1) 事業申込者の住所が、県内であること

- (2) 事業申込者が、有効な運転免許証を保有していること
  - (3) 事業申込者の年齢が、加速抑制装置購入・取付補助金においては、今年度末現在で75歳以上であること
  - (4) 自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載された自動車であること
  - (5) 安全運転装置等を取付けしようとする自動車の自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、事業申込者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること。ただし、これらの氏名が同一でない場合は、当該自動車検査証に記載の「所有者の住所」又は「使用者の住所」と、事業申込者の運転免許証に記載の住所が同一であること
- 4 補助事業者は、次の各号に掲げることを、事業申込者が誓約し、署名したことを確認した上で、補助事業を行わなければならない。
- (1) 加速抑制装置及びドライブレコーダーの区分ごとに、本補助金の申込みは1回限りであること
  - (2) 自動車税の滞納がないこと
  - (3) 転売を目的として安全運転装置等を取付けないこと
  - (4) 安全運転装置等を取付ける自動車を、個人の用途に供すること
  - (5) 暴力団員等に該当しないこと
  - (6) 安全運転装置等の機能と適切な使用方法について、補助事業者から説明を受けたこと
  - (7) 安全運転装置等取付後に発生した事故や車両の故障等について、鳥取県が一切の責任を負わないことについて了承したこと
  - (8) 前項各号の確認事項及び前号までの誓約事項に虚偽があった場合、事業申込者は、補助事業者に対して、安全運転装置等の購入及び取付に係る費用から控除された本補助金額を支払うこと
- 5 補助事業者は、安全運転装置等の販売及び取付に際し、当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、事業申込者に説明しなければならない。

(補助事業者としての申請)

第7条 第5条に掲げる補助事業者として、前条に掲げる補助事業を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 鳥取県安全運転装置等普及促進事業補助事業者申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業を実施する店舗の一覧（店舗名、所在地、連絡先）
- (3) 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」（様式第3号）
- (4) 法人の場合、履歴事項全部証明書
- (5) 個人の場合、住民票の写し

(補助事業者の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、申請者が補助事業者として適当であると認めるときは、申請者を補助事業者として決定し、速やかに鳥取県安全運転装置等普及促進事業補助事業者決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、申請者が補助事業者として適当と認められないときは、鳥取県安全運転装置等普及促進事業補助事業者不決定通知書（様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業者決定の取消し等)

第9条 知事は、前条第1項の規定による補助事業者の決定の後、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条に規定する補助事業を適切に行うことができないものと県が認めたとき
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助事業者としての決定を受けたことが判明したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により、本補助金の交付を受けたとき
- (4) 第5条に掲げる補助事業者の要件のいずれかを欠いたとき
- (5) 県の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為を行ったものと県が認めたとき
- (6) 補助事業者から、補助事業者の取消しの申出があったとき

2 知事は、前項により補助事業者の決定の取消しを行ったときは、遅滞なく、当該取消しをした者にその旨を通知するとともに、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

(交付申請の時期等)

第10条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条に定める申請書の様式は、様式第6号によるものとし、同条第1号及び第2号に掲げる書類は省略するものとする。

(交付決定の時期等)

第11条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号により行うものとする。

(交付決定をしないことができる場合)

第12条 知事は、補助事業者が第5条第2項各号のいずれかに該当すると判明した場合又は第6条に規定する本補助金の交付条件を欠いたときは、交付決定をしないことができる。

2 本補助金の不交付決定通知は、鳥取県安全運転装置等普及促進事業補助金不交付決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(調査等)

第13条 知事は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、第11条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けて補助事業を行うものに対し、補助事業に関する報告を求め、若しくは帳簿その他の物件を調査し、又は補助事業者の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならない。並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(承認を要しない変更)

第14条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第11条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第15条 補助事業者は、住所、名称、代表者氏名及び登録印を変更した場合は、速やかに書面により知事に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第16条 補助事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に知事の承認を得た場合はこの限

りでない。

(実績報告の時期等)

第17条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項に定める報告書の様式は、様式第9号によるものとし、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第11条第1項の規定による補助金の交付の決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助事業を中止又は廃止したとき

(3) 暴力団に該当するに至ったとき（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）

(4) その他補助金の交付の決定の内容、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき

2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用されるものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項の各号に該当したことにより同項の規定による取消しを行ったときは、当該取消しをした者にその旨を通知するとともに、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

(補助金の返還)

第19条 知事は前条第1項の規定により、交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の保存等)

第20条 補助事業者は、補助事業に関して、第6条第2項に規定する本補助金交付決定額、収支を明らかにした帳簿を作成し、事業申込者の運転免許証の写し、自動車検査証の写し及び鳥取県安全運転装置等普及促進事業申込書兼誓約書（様式第1号）を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、第8条第1項の規定による決定通知書の別記（個人情報取扱特記事項）を遵守しなければならない。

(雑則)

第21条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

別表（第6条関係）

1 補助 事業	2 細事業 (区分)	3 事業実施 主体	4 補助対象経費及び事業	5 補助額
鳥取県 安全運 転装置 等普及 促進事 業	(1)加 速抑制 装置購 入・取 付	第5条及 び第8条 に規定す る補助事 業者	(1)補助対象経費 補助事業者が、事業申込者が使用する自動車（既販車に限る。）に加速抑制装置を販売及び取付けるに当たり、当該装置の販売及び取付に要する費用をいう（消費税及び地方消費税相当分及び取付に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）。 (2)補助対象事業 補助事業者が、補助対象経費から加速抑制装置補助金を控除した金額を対価として、事業申込者が使用する自動車に加速抑制装置を販売及び取付ける事業をいう。	補助対象 経費の額。 ただし、1 台当たり 上限は 30,000円。
	(2)ド ライブ レコー ダー購 入・取 付		(1)補助対象経費 補助事業者が、事業申込者が使用する自動車にドライブレコーダーを販売及び取付けるに当たり、当該装置の販売及び取付に要する費用をいう（消費税及び地方消費税相当分及び取付に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）。 (2)補助対象事業 補助事業者が、補助対象経費からドライブレコーダー補助金を控除した金額を対価として、事業申込者が使用する自動車にドライブレコーダーを販売及び取付ける事業をいう。	補助対象 経費の額。 ただし、1 台当たり 上限は 3,000円。
	(3)事 務費		(1)補助対象経費 補助事業者が、事業申込者に対して行う安全運転装置等の機能と適切な使用方法、補助事業の説明、事業申込書・添付書類の記載内容、補助対象要件等の確認、県への補助事業に係る申請書・実績報告書・添付書類の作成及び提出など、補助事業遂行に要する事務費をいう。 (2)補助対象事業 (1)に記載する補助事業遂行に要する事務をいう。	2(1)・(2) の細事業 ごとに、1 台当たり 定額300 円。